

新型コロナウイルス ワクチンの接種について

● 全ての市民の皆さんがワクチン接種を受けられるようになりました

新型コロナウイルスのワクチン接種については、2月1日以降、全ての市民の皆さんがワクチン接種を受けられるようになりました。

接種を希望する人は、医療機関への予約と予診票が必要になります。予診票は、市健康増進課（市保健相談センター）で発行しますので、お問い合わせください。なお、医療機関への予約は、接種できる医療機関へ各個人でお問い合わせください。

接種できる医療機関については市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

● ワクチンの接種回数等

対象者	接種回数	接種を受ける際に必要な書類
12歳以下の人	2回	「予診票」と
13歳以上の人	1回 ※1	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」、「住民票」、「母子健康手帳」、「学生証」のいずれか

※1 13歳以上の人で、基礎疾患を有し、著しく免疫反応が抑制されている人は、医師の判断により2回接種できます

● ワクチンの接種費用と助成額

市では全ての市民の皆さんを対象に以下の内容で助成を行います。助成の対象となるのは、3月31日までに接種を行った人となりますのでご注意ください。

回数	接種費用	生活保護世帯及び市民税非課税世帯		市民税課税世帯	
		助成額	自己負担額	助成額	自己負担額
1回目	3,600円	全額	なし	2,000円	1,600円
2回目	2,550円	全額	なし	1,000円	1,550円
2回目を1回目と異なる医療機関で接種した場合	3,600円	全額	なし	1,000円	2,600円

鹿屋市・東串良町・肝付町以外の受託医療機関で接種する場合は払い戻しを行います

- ① 接種費用の全額を一旦医療機関にお支払いください。
- ② 接種した医療機関から、以下の書類を受領してください。
 - 接種済証（1回目接種と2回目接種の別が記載されたもの）
 - 領収書（1回目接種と2回目接種の別が記載されたもの）
- ③ 3月31日までに、市健康増進課（市保健相談センター）へ上記書類と接種者本人の印鑑及び振込先の預金通帳・印鑑を持参して、払い戻しの申請を行ってください。

※詳しくは、お問い合わせください。

県内では、新型コロナウイルスの流行発生警報が発令中です。今後は、「季節性インフルエンザ」の流行も考えられますので、引き続き、「手洗い・うがいを励行する」「咳やくしゃみが出る時はマスクを着用する」「睡眠・休養・栄養をしっかりとる」など、インフルエンザの感染予防・拡大防止に努めてください。

なお、ワクチン接種については、全ての市民の皆さんが接種を受けられるようになりますので、接種を希望する人は、ワクチン接種の効果とリスクについて十分納得したうえで、個人の判断で接種してください。

【問い合わせ】市健康増進課 ☎0994-41-2110